

大分県宿泊税 Q&A

	項 目	質 問	回 答
1	課税客体	宿泊税条例の施行日前に、予約を受けているものについても、宿泊税は課税されますか。	施行日より前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が施行日以降であれば、宿泊税の課税対象となります。
2	課税客体	ビジネス利用など、観光目的ではない宿泊も課税対象ですか。	宿泊施設の宿泊者は、その宿泊の目的に関わらず、行政サービスを一定程度享受していることから、観光目的ではない宿泊であっても宿泊税の課税対象となります。
3	課税客体	ウィークリーマンションでの滞在は課税対象ですか。	いわゆるウィークリーマンションなど短期賃貸住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法の宿泊に当たらない場合は、課税対象とはなりません。ただし、旅館業法に該当する宿泊の場合は、課税対象となります。
4	課税客体	実際の宿泊を伴わない利用行為（いわゆるホールドルーム、キーブルームなど）の場合は課税対象ですか。	当該施設が旅館業法第3条第1項の許可を受けて営む旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設並びに住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして営む住宅宿泊事業に係る施設の場合は、実際に宿泊行為があった際に課税対象となります。
5	課税客体	連泊の場合は、宿泊数に応じて課税されるのですか。	宿泊税は、宿泊数に応じて課税されますので、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。
6	課税客体	客室を日帰りで利用する場合、いわゆるデユースは課税対象ですか。	日中の利用のみであれば、宿泊税の課税対象外となります。
7	課税客体	「休憩」の場合の取扱いはどうなりますか。	宿泊税の課税客体である「宿泊」となるかについては、基本的に施設と宿泊者との間の契約が「宿泊」となっているか「休憩」となっているかが基準となります。その契約区分が明確でないものについては、0時をまたいで6時間以上の利用があれば、宿泊としてみなすこととなります。
8	課税客体	0時をまたがない6時間以上の利用の場合、宿泊税は課税されますか。 たとえば、午前1時から午前8時までの利用の場合など（宿泊予定者の到着が遅れ、チェックインが翌日未明となった場合等）	その契約を宿泊契約として取り扱う場合は、課税対象です。
9	課税客体	添い寝の幼児や子どもは宿泊税の課税対象ですか。	幼児・子どもの宿泊についても、宿泊料金を徴収されていれば課税対象となりますが、例えば、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより、宿泊料金が発生しない場合は、課税対象となりません。
10	宿泊料金	宿泊料金の定義はどのようなものですか。	宿泊料金は、宿泊者が宿泊の対価として宿泊施設に支払うべき金額のことで、食事代や消費税等が含まれている場合は、食事代等に相当する金額を控除した金額（いわゆる素泊まり料金）となります。具体例としては、宿泊者の意思にかかわらず請求される清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料等が該当します。 ≪ 宿泊料金に含まれるものの例 ≫ 清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 等 ≪ 宿泊料金に含まれないものの例 ≫ 食事代、遊興費、会議室の使用料、消費税等の租税、立替金 等

大分県宿泊税 Q & A

	項 目	質 問	回 答
11	宿泊料金	割引を利用する場合の取扱いを教えてください。	宿泊施設自らが宿泊者に対して通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額が宿泊料金となります。 なお、第三者からの支払がある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と第三者からの支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。
12	宿泊料金	宿泊施設においてポイント制度を設け、宿泊料金の割引・優待等を行っている場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。	宿泊施設によるポイント制度等により、宿泊施設において宿泊者に対し通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。
13	宿泊料金	カード会社、旅行代理店やOTAのポイントを利用して割引価格や無料で宿泊する場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。	カード会社、旅行代理店やOTAが旅行者にポイントを付与して、これによる割引を行う場合においては、割引前の金額を宿泊料金とします。
14	宿泊料金	宿泊料金は素泊まり料金を基準とのことですが、1泊2食付きのセット料金設定となっている場合は、素泊まり料金をどのように設定すればいいですか。	セット料金の内訳等については、原則として宿泊施設において適宜料金設定をしてください。 なお、どうしても食事代を控除できない場合は、簡易な計算方法を検討中です。
15	宿泊料金	エキストラベッド等を追加した場合の宿泊料金はどうなりますか。	有料の寝具の追加がある場合は、その金額を宿泊料金の総額に加算し、加算後の宿泊料金を宿泊者数で割った金額を1人当たりの宿泊料金とします。ただし、追加料金が特定の子どもなどに帰属することが明らかな場合は、その金額をその特定の宿泊者の宿泊料金として取り扱います。
16	宿泊料金	1棟貸しで価格設定をしている場合で、複数の大人と子どもが宿泊した場合、宿泊料金はどのように計算するのですか。	一定の年齢未満の子どもについては宿泊料金を徴収しない場合は、人数に含めず、年齢にかかわらず料金を徴収する場合は、子どもを含めた人数で割って1人当たりの宿泊料金を算出してください。
17	宿泊料金	宿泊料金とは別に施設利用料も徴収している場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。	当該施設利用料が、宿泊の対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるものであれば、宿泊料金に含まれます。
18	宿泊料金	手配旅行の場合に旅行業者や宿泊予約サイトに支払う手数料についてどのように取り扱えばいいですか。	宿泊施設が手配旅行の場合に旅行業者等に支払う手数料は、宿泊料金に含めて取り扱います。
19	宿泊料金	税込み宿泊料金の取扱いはどうなりますか。	消費税、入湯税等の税が宿泊料金に含まれている場合は、これらの税相当額分を控除した金額を宿泊料金とします。
20	課税免除	修学旅行等の課税免除について、旅行代理店経由の場合でも証明書が必要ですか。	旅行代理店経由の場合でも証明書が必要となります。

大分県宿泊税 Q&A

	項 目	質 問	回 答
21	課税免除	学校の部活動やスポーツ大会の合宿で宿泊する場合は課税免除の対象ですか。	課税免除の対象となるのは、学習指導要領に定める学校・学年を単位として行われる「旅行・集団宿泊的行事」であるため、部活動、スポーツ大会での宿泊は課税免除対象外となります。
22	特別徴収義務者	宿泊税の特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。	旅館業法第3条第1項の許可を受けて営む旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設の経営者並びに住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして営む住宅宿泊事業に係る施設の経営者です。
23	特別徴収義務者	特別徴収義務者登録申請書は、事業者単位で提出するのですか、それとも 施設単位で提出するのですか。	特別徴収義務者の登録申請は、宿泊施設ごと(旅館業の許可、住宅宿泊事業の届出の施設ごと)に行ってください。例外的に複数の施設を1件としてまとめた登録申請も可能です。
24	申告納入	税の申告については、毎月申告が必要ですか。	宿泊税は、原則として毎月の申告が必要です。ただし、一定の要件を満たす場合、申請し指定を受けることにより、3か月ごとに申告納入できる特例を設けています。
25	申告納入	納入期限が休日に当たる場合、納入期限はいつになりますか。	休日に当たる場合には、その次の平日が納入期限になります
26	申告納入	宿泊者がいない月についても、納入申告書の提出は必要ですか。	申告すべき税額が0円の場合も、納入申告書の提出が必要です。
27	申告納入	旅行代理店等が宿泊を含む旅行商品を販売する際に、宿泊税相当分の金額を預かることはできますか。	旅行代理店等が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、特別徴収義務者(宿泊施設)にお支払いいただくことも可能です。
28	申告納入	旅行代理店等が旅行商品の販売時に宿泊者から宿泊税相当分の金額を預かった場合に、旅行代理店等が県に対して直接宿泊税の申告納入を行うことはできますか。	宿泊税の特別徴収義務者は、旅館業法第3条第1項の許可を受けて営む旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設の経営者並びに住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして営む住宅宿泊事業に係る施設の経営者であるため、旅行代理店等が宿泊税の申告納入を行うことはできません
29	申告納入	宿泊者が宿泊税の支払いに応じない場合、どうすればよいですか。	宿泊者が納税しなかった(宿泊税を支払わなかった)場合は、地方税法の規定に基づき、特別徴収義務者(宿泊施設)が県に宿泊税を納入した上で、納税拒否をした宿泊者に、宿泊税に相当する金額を求償することになりますが、県としても宿泊税の支払い拒否の未然防止に向け、宿泊税制度の十分な周知等を行っていきます。

大分県宿泊税 Q&A

	項 目	質 問	回 答
30	申告納入	申告納入期限の特例が適用となる要件を教えてください。	以下の要件を満たした場合で、申請し、特例適用者の指定を受けることにより、申告納入期限が3か月に1度となる特例を受けることができます。 ① 申請書の提出前12月間(以下、「要件適用期間」という。)の納入すべき宿泊税が360万円以下であること。(令和9年度のみの特例として、申請書の提出前3月間の納入すべき宿泊税が90万円以下であれば、①の要件を満たしたものと扱います。) ② 当該宿泊施設の経営を開始してから12月を経過し、かつ、特別徴収義務者の登録を行ってから12月を経過していること。(令和9年度のみの特例として、宿泊施設の経営開始から12月を経過し、かつ、特別徴収義務者の登録を行ってから3月を経過していれば、②の要件を満たしたものと扱います。) ③ 過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。 ④ 要件適用期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。 ⑤ 要件適用期間において、県税の徴収金を滞納していないこと。 ⑥ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。
31	領収書	領収書への宿泊税の表記は必ず行う必要があるのですか。	領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。 なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。消費税の詳しい取扱いには税務署までお問い合わせください。
32	領収書	領収書へ宿泊税を表記する際、入湯税と一括して表記することは可能ですか。(「宿泊入湯税350円」など)	領収書への宿泊税、入湯税を別々に表記する趣旨は、まったく別の税目をそれぞれ支払ったということを証明することであり、一括して表記した場合、その趣旨が失われ、納税者への不利益につながる恐れがあるため、一括表記できないと考えます。